

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 新旧対照条文
(新旧対照条文一覧)

○動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和五十年政令第百七号) (第一条関係) ----- 1

○中小企業等経営強化法施行令(平成十一年政令第二百一号) (第二条関係) ----- 2

○動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第七号）（第一条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱い）</p> <p>第二条 法第二十一条の五第一項の政令で定める取扱いは、前条第二号に掲げるものとする。</p> <p>（特定動物）</p> <p>第三条 法第二十五条の二の政令で定める動物は、別表に掲げる種（亜種を含む。）であつて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第六十九号）別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種を含む。）以外のものとする。</p> <p>第四条 （略）</p> <p>別表（第三条関係） （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（特定動物）</p> <p>第二条 法第二十六条第一項の政令で定める動物は、別表に掲げる種（亜種を含む。）であつて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第六十九号）別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種を含む。）以外のものとする。</p> <p>第三条 （略）</p> <p>別表（第二条関係） （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（権限の委任） 第十四条（略） 2（略） 一～四（略） 五 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業（第一種動物取扱業（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十条第一項に規定する第一種動物取扱業をいう。以下同じ。）及び第二種動物取扱業（同法第二十四条の二に規定する第二種動物取扱業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長</p>	<p>（権限の委任） 第十四条（略） 2（略） 一～四（略） 五 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業（第一種動物取扱業（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第十条第一項に規定する第一種動物取扱業をいう。以下同じ。）及び第二種動物取扱業（同法第二十四条の二に規定する第二種動物取扱業をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長</p>